

愛媛県土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例の改正の在り方について

愛媛県環境審議会土砂条例改正検討専門部会

令和2年1月

目 次

- 1 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生の防止に関する条例の概要
- 2 条例改正の背景
- 3 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生の防止に関する条例の改正の在り方

1 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の概要

(1) 条例制定の目的、経緯等

(背景) 平成11年に県外事業者が県外から持ち込んだ建設汚泥を土砂と称して伊予市等に不法投棄した事件が発生し、大きな社会問題となったことを契機として、廃棄物の不法投棄等が悪質化・広域化している現状等を踏まえ、廃棄物まがいの土砂の搬入埋立てを規制し、土壌汚染や土砂崩壊等による災害の発生を防止することが必要である。

(目的) 土砂等の埋立て等（土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為）について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保する。

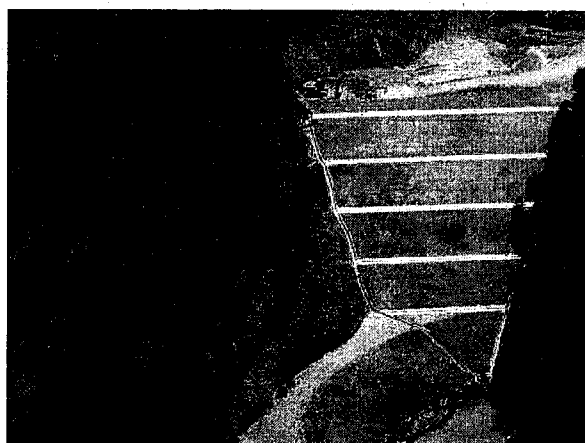
(公布日、施行日) 平成12年3月24日公布、同年5月1日施行（全国で4番目）

(2) 許可の状況

(H31.3.31現在)

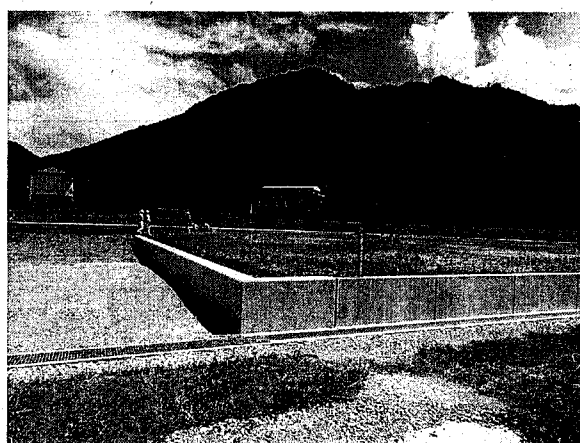
区分	残土処分	宅地等の造成	一時たい積	合計
H12～30年度計	74 (19.3%)	305 (79.7%)	4 (1.0%)	383
うち30年度末施工中	38 (67.9%)	17 (30.4%)	1 (1.8%)	56

(3) 特定事業場の事例



残土処分場

- ・ 場所：久万高原町
- ・ 面積：29,700㎡（予定）
- ・ 土砂搬入量：317,300㎡（予定）



倉庫等の用地造成

- ・ 場所：西予市
- ・ 面積：4,800㎡
- ・ 土砂搬入量：5,200㎡

(4) 規制の概要

(§ は条例の条項を示す)

埋立て実施前

【土砂等の埋立て等の許可】 § ②⑨

- 特定事業(※)を行う場合
(国や自治体等の適用除外あり)
- (※)土砂等の埋立て等に供する区域以外の土砂等による埋立て等をする事業であって、埋立面積が3,000㎡以上のもの

【許可基準】

§ ⑫

- 完了時のたい積構造が構造基準に適合
- 浸透水(たい積された土砂等の層を通過した雨水等)が採取できる措置の実施
- 施工中災害発生を防止する措置の実施
- 不正又は不誠実な行為をするおそれがない など

土砂等の搬入開始

埋立て開始後

【土砂等の搬入規制】 § ⑦⑧

- 《すべての土砂等の埋立て》
- 土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止
 - 土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置の義務付け

【維持管理に関する規制】

§ ⑮⑯⑰

- 土砂等の搬入の届出
 - ・搬入前に採取場所ごと、5,000㎡ごとに搬入届
 - ・搬入土砂等の土砂基準適合を証する書面等を添付
- 特定事業に使用された土砂等の量の報告
 - ・6月ごと(一時たい積事業は3月ごと)
- 特定事業区域内の水質検査及び結果報告
 - ・6月ごと(一時たい積事業は3月ごと) など

【変更許可】 § ⑭

- 次の事項を変更する場合
 - ・特定事業場の位置及び面積
 - ・特定事業に供する施設の設置計画
 - ・特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果
 - ・特定事業完了時の特定事業場の構造
 - ・特定事業区域内の浸透水の採取措置等

【措置命令、立入検査】

§ ⑦⑧⑳㉔㉕

- 措置命令
 - ・土砂基準不適合 ⇒ 土砂の撤去等の措置命令
 - ・水質基準不適合 ⇒ 埋立中止等の措置命令
 - ・土砂等の崩落等のおそれ ⇒ 災害発生防止措置命令
 - ・特定事業の無許可事業者、完了事業届出違反者 ⇒ 災害発生防止措置命令
- 立入検査、報告徴収
 - ・土砂等の埋立て者や土地提供者に対する報告徴収
 - ・土砂等の埋立て者の事務所、事業場等への立入検査

埋立て完了時

【維持管理に関する規制】

§ ㉒⑰

- 特定事業の完了等
 - ・特定事業を完了したときは、知事に完了届出(水質検査・土壌検査の結果添付)
 - ・知事は土壌の汚染、浸透水の汚濁の有無、許可内容の適合の有無を確認し、結果を通知
 - ・土砂等の崩落等による災害の防止措置がされていないときは、必要な措置を講じることを義務付け

その他

【関係書類の閲覧】

§ ⑱

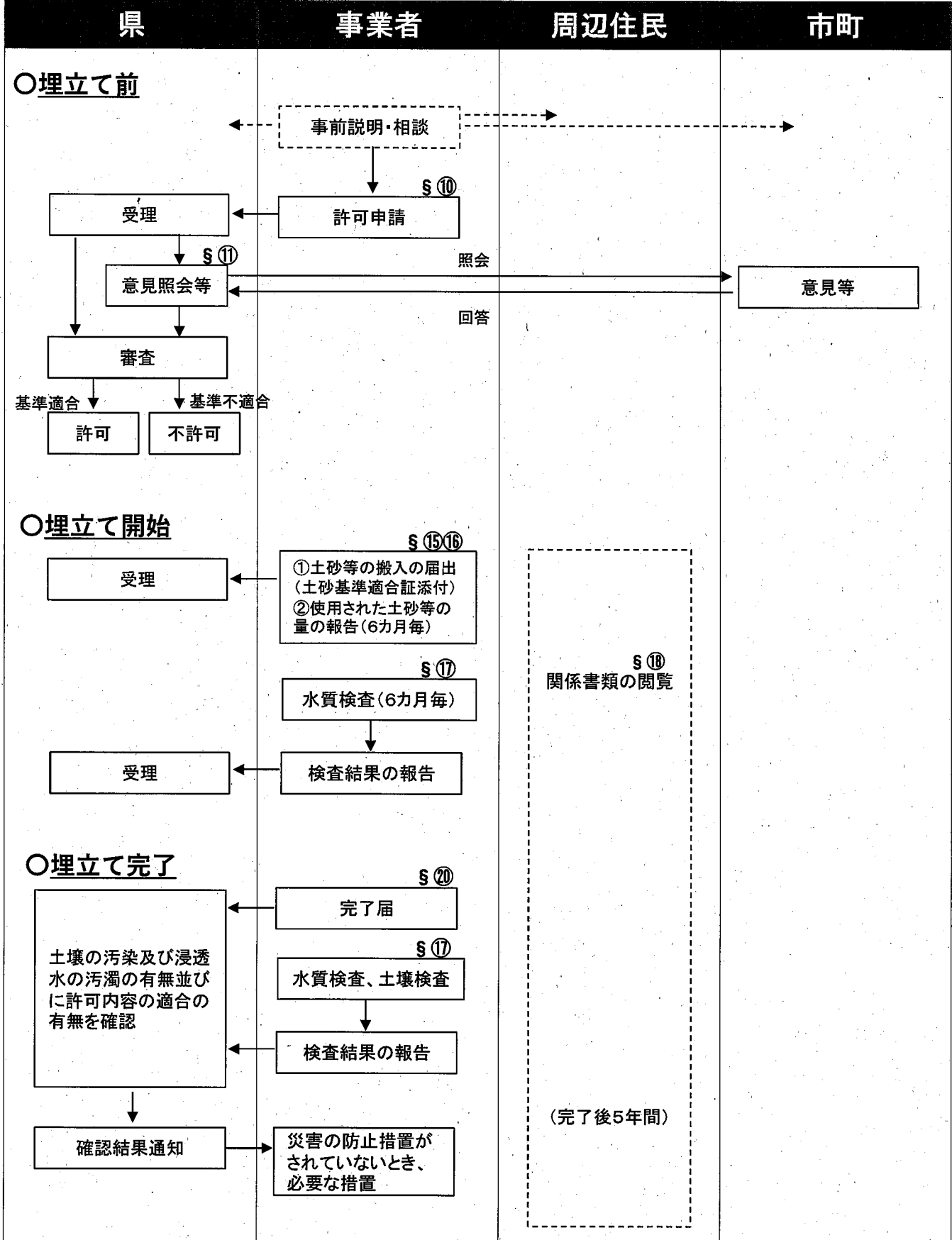
- 許可を受けた者は、県に提出した書類の写しを周辺住民の求めに応じ、閲覧
- 知事は、提出のあった書類を、周辺住民等の求めに応じ、閲覧

【罰則】

§ ⑳

- 土砂基準不適合土砂による埋立て
- 措置命令違反
- 無許可埋立て
- 無届又は報告違反
- 立入検査の拒否 など

(5) 手続きのフロー



2 条例改正の背景

項 目	内 容
社会経済情勢 の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件条例施行後約20年が経過し、条例施行上の課題が判明 ・ 建設発生土は、供給過剰の傾向 ・ 地球温暖化の進行に伴い、近年頻発する豪雨による土砂崩落等の懸念
不適正事案の 発生	土壌調査未実施（土壌汚染のおそれ）等の不適正な土砂等の埋立事案が発生 ◆ H28. 2. 26（事業停止処分3か月）事前届出を行わずに土砂を搬入 ◆ H28. 1. 18（事業停止処分3か月）事前届出と異なる土砂を搬入 ◆ H26. 12. 24（変更申請不許可処分）土砂の埋立ての際に廃棄物の混入が複数回 発覚、土砂のすり替えのおそれ
他府県条例の 制定	≪条例制定状況（R元..12末現在）≫ ・ 制定済：本県を含め20府県、検討中：1県 ≪特色のある規定≫ ・ 許可の欠格条項〔茨城県ほか計17府県〕 ・ 改善命令〔群馬県〕 ・ 土砂管理台帳の作成・保管〔大阪府ほか計14県〕 ・ 展開検査〔京都府〕 ・ 土砂等の排出者、運搬者を立入検査・報告徴収の対象〔群馬県ほか計3県〕 ・ 土地所有者等に対する土砂等の不適正な埋立防止や通報の努力義務〔高知県 ほか計10府県〕 ・ 周辺住民に対する説明会の開催〔大阪府ほか計7県〕 ・ 罰則規定（条例の最高刑：2年以下の懲役）〔群馬県ほか計11府県〕 ・ 関係行政機関への照会〔茨城県、群馬県ほか計3県〕

項 目	内 容
事業形態の二 極化	残土処分（長期間にわたり、大量の土砂等を埋立て）と宅地造成（事業期間が1 年未満）では、環境に及ぼす影響が大きく異なるため、事業形態に応じた規制の メリハリが必要となっている。
土壌汚染対策 法の制定・累 次の改正	≪汚染土壌の適正処理への対応の強化等≫ ◆ 土壌汚染対策法施行（H15. 2） ◆ H21年改正 ・ 土壌汚染状況調査の拡充（土地の形質の変更届⇒知事の調査命令） ・ 区域の分類化と必要な対策の明確化（要措置区域の指定と除去等措置の指示） ・ 汚染土壌の適正処理の確保（汚染土壌の区域外搬出の基準・届出内容の変更命 令、汚染土壌処理業の許可制度、処理委託、管理票制度） ◆ H29年改正 ・ 土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大 ・ 知事による土壌の除去等の措置の指示制度の改善（実施措置計画の提出） ・ 土地の形質の変更の届出制度の特例（事前届出⇒事後届出）
廃棄物処理法 の規制・累次 の改正	≪廃棄物の不適正処理への対応の強化等≫ ◆ 廃棄物処理業者の規制強化（廃棄物処理業の許可の欠格条項の拡大） ◆ 安定型最終処分場における展開検査の義務付け ◆ 立入検査・報告徴収の拡充（廃棄物疑い物を対象） ◆ 国民、事業者、国、地方公共団体の責務の強化 ◆ 排出事業者の契約添付書面の保存の義務付け ◆ 廃棄物処理業の許可の更新制度の導入 ◆ 改善命令の対象者を拡充（許可を取り消された者を対象） ◆ 罰則の強化（罰条の引上げ、不法投棄等の未遂罪の創設等） ◆ 事業計画等の軽微な変更の場合の届出

3 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正の在り方

(1) 条例改正の主なねらい

- 杜撰な土砂等の埋立事案が県内外で発生していることから、不適正な土砂等の埋立ての未然防止と早期発見・早期対応による拡大防止を図るための規制強化
- 特に、県外土砂については、搬出元において、十分な確認が行われたことが分からないため、新たに土砂の履歴確認等の効果的な対策を講ずる一方で、県内の土砂の適正な埋立事業については規制緩和
- 近年の豪雨等における土砂の崩落、流出等の災害発生の防止と、災害発生土砂の処理対応の強化

(2) 条例改正検討事項等

- 土砂等の不適正な埋立てへの対応の強化
- 豪雨等の災害時の対応強化
- 地域住民の安全・安心の確保
- 特定事業場の適正な維持管理の確保
- 罰則の強化
- 特定事業の一部完了手続の明確化
- 関係行政機関への照会等
- 規制緩和

土砂等の不適正な埋立てへの対応の強化

現状と課題

◆ 土砂等の不適正な埋立事案の発生

- 土砂等のすり替え・未届出の土砂等の埋立て（土砂調査未実施） ⇒ 土壌汚染のおそれ
- 特定事業場の埋立区域外への土砂等の埋立て ⇒ 災害発生のおそれ
- 廃棄物が混入した土砂等の埋立て ⇒ 土壌汚染のおそれ、廃棄物処理法等違反のおそれ



● 土砂等の不適正な埋立ての未然防止及び早期対応を強化することが必要

- ① 特定事業者の資質の向上及び信頼性の確保を図るため、条例に従った適正な土砂等の埋立ての遂行を期待し得ない者を排除することが必要
- ② 土砂等の不適正な埋立て（許可基準等に不適合）を行った特定事業者等（許可を取り消された者、事業を廃止した者を含む。）に対し、知事が適正な措置を命じることができるようになることが必要
- ③ 特定事業者自らによる日々の土砂等の搬入時のチェック体制や特定事業場の適正な施工管理等維持管理対策の強化が必要
- ④ 土砂等の不適正な埋立てや県外土砂による埋立てがあった場合は、事業完了後の水質モニタリングが必要
- ⑤ 土砂等の搬入届の提出期限の設定等の手続を明確化することが必要
- ⑥ 土砂等の埋立ての規制強化のみならず、土砂等の排出現場での対策も重要
- ⑦ 報告の徴収及び立入検査等の拡充が必要
- ⑧ 土地所有者等の責任を明確化することが必要

土砂等の不適正な埋立てへの対応の強化

条例改正事項等

① 特定事業者に係る許可の欠格条項を拡大

特定事業者に係る許可の欠格条項として、①禁錮刑以上の刑に処せられた者、②土砂条例・廃棄物処理法・暴力団対策法違反により罰金刑に処せられた者、③暴力団員、④土砂条例に係る措置命令等の履行を完了していない者等を追加すること。

また、土砂条例・廃棄物処理法の悪質な違反等を理由に、許可事業者の許可を取り消された者についても、5年間対象とすること。

更に、法人にあつては、役員、株主、使用人等も対象とすること。

② 改善命令の導入

許可した特定事業の埋立面積、使用土砂量、埋立高さ等の構造、災害防止措置等の施工計画や構造基準等に適合しない埋立てを行った場合や、特定事業の施工中に義務付けられた水質検査、標示等を行わなかった場合、知事が必要な措置を行うよう命ずること(改善命令)ができるようにすること。

③-1 展開検査の実施

特定事業者に対し、土砂等の搬入の際に、廃棄物等の混入防止を徹底させるため、展開検査（目視による検査）を義務付け、廃棄物等を確実に除去させること。具体的な検査手法については、事業内容や土砂等の搬出場所（県内・県外の別等）、特定事業場の構造等に応じ、適切なものを検討すること。

土砂等の不適正な埋立てへの対応の強化

条例改正事項等

③-2 土砂等管理台帳の作成・保管

特定事業者に対し、土砂等の搬入状況（搬出場所、搬入日、搬入量、展開検査の結果等）等を記録する土砂等管理台帳の作成・保管（事業完了から5年間）を義務付けること。

特に、県外土砂等については、土砂等のすり替え等を防ぐため、土砂等の搬出・運搬・保管に係る記録（搬出場所での土砂等の写真を含む。）の作成及び搬出伝票等の保管を義務付けること。

④ 事業完了後の水質モニタリングの実施

特定事業において埋め立てた土砂等や浸透水の検査結果が基準値を超過した場合や、県外土砂等による埋立てを行った場合は、事業完了後等から2年間(6ヶ月毎)、水質モニタリングを実施させ、汚染のないことを確認すること。

⑤ 土砂等の搬入の届出手続の明確化

土砂等の搬入の届出について、土砂等の搬入日(特定事業場に搬入するまでの間に、県外土砂等を県内で一時堆積(仮置き)する場合は、当該一時堆積場所への搬入日)の3日前までに提出させ、また、届出事項に変更があった場合の変更届出の手続を定めること。

土砂等の不適正な埋立てへの対応の強化

条例改正事項等

⑥ 土砂等の排出現場における対策の強化

建設工事等の土砂等の搬出を伴う事業を行う者に対し、排出土砂等の現場内又は現場間利用等の適正な有効利用の実施について努力義務を課すとともに、搬出場所における土砂等と廃棄物との一層の分別の徹底を図るように周知すること。

⑦ 立入検査・報告徴収の拡充

- ・ 知事が、土砂等の搬出場所や排出者、運搬車両や運搬者について、立入検査や報告徴収ができるようにすること。
- ・ 特定事業場や3,000㎡未満の土砂等の埋立地について、引き続き、計画的かつ定期的な立入検査やパトロールを強化し、適正な維持管理を指導するとともに、ドローン等の活用も検討すること。

⑧ 土地所有者等の責務

土地所有者、占有者及び管理者に対し、土砂等の不適正な埋立てが行われることの防止や、土砂等の不適正な埋立てがあった場合の通報について、努力義務を課すこと。

豪雨等の災害時の対応強化／地域住民の安全・安心の確保

豪雨等の災害時の対応強化

現状と課題

- ◆ 近年の地球温暖化による豪雨災害により、土砂災害が発生、大量の災害土砂も発生
- ↓
- ⑨ 災害発生防止のため、土砂の埋立ての施工方法の技術指針等の不断の見直しが必要
 - ⑩ 災害発生土砂の迅速かつ円滑な処理が必要

条例改正事項等

⑨ 技術指針等の見直し

最新の知見等を踏まえ、土砂等の埋立ての施工方法の技術指針等を適宜見直すこと。

⑩ 災害発生土砂の搬入の特例措置

事後の土壌検査結果の提出を条件に既存特定事業場への搬入ができるようにすること。

地域住民の安全・安心の確保

現状と課題

- ◆ 土砂等の埋立地の周辺住民から、土砂の搬入量や性状、施工期間等が分からず、土壌汚染や水質汚濁の生活環境への影響や土砂災害発生を不安視する声がある。
- ↓
- ⑪ 地域住民の不安解消のため、事業内容の丁寧な説明が必要（自主的な説明会の開催事例あり）

条例改正事項等

⑪ 周辺住民への周知

特定事業の新規・変更許可申請の前に、申請者に対し、説明会の開催等の周辺住民への事業内容の周知を義務付けること。

特定事業場の適正な維持管理の確保／罰則の強化

特定事業場の適正な維持管理の確保

現状と課題

- ◆ 会社分割の場合、新たに特定事業の許可を取得する必要
- ↓
- ⑫ 特定事業の円滑な事業承継により、特定事業場の適正な維持管理を確保し、安全かつ確実に事業を完了させることが必要

条例改正事項等

- ⑫ 特定事業の円滑な事業承継の推進
 - ・ 特定事業を承継することができる要件として、法人等の分割を追加すること。

罰則の強化

現状と課題

- ◆ 新たな規制の追加
 - ◆ 法や他府県土砂条例等との罰則の均衡
- ↓
- ⑬ 新たな規制に係る罰則の適用が必要
 - ⑭ 重大な条例違反の罰則の厳格化が必要

条例改正事項等

- ⑬ 罰則の新設(案)
 - ・改善命令違反
 - ⇒ 1年以下の懲役、100万円以下の罰金
 - ・土砂管理台帳の作成義務違反
 - ⇒ 50万円以下の罰金
 - ・土砂管理台帳の保存義務違反
 - ⇒ 30万円以下の罰金
- ⑭ 罰則の厳格化
 - 無許可での特定事業の実施など
 - 1年以下の懲役 ⇒ 2年以下の懲役

特定事業の一部完了手続の明確化／関係行政機関への照会等

特定事業の一部完了手続の明確化

現状と課題

- ◆ 特定事業場の面積が3,000㎡以上と広大であるため、その一部について土砂等の埋立てが完了する場が生じている。
- ↓
- ⑮ 特定事業の一部完了の手続を明確化することが必要

条例改正事項等

- ⑮ 特定事業の一部完了に係る届出手続の明確化
 - 特定事業者に対し、特定事業の一部が完了した時は知事に届け出させ、完了時の確認を行うこと。

関係行政機関への照会等

現状と課題

- ◆ 特定事業の許可申請があった場合は、市町長への意見聴取を踏まえて、審査を行っている。
- ↓
- ⑯ 不適正な土砂等の埋立て事案についても、市町と連携して対応することが必要

条例改正事項等

- ⑯ 関係行政機関への照会等
 - 条例の規定に基づく事務について、知事が関係行政機関や関係地方公共団体へ照会や協力要請を行うことができるようにすること。

規制緩和

現状と課題

- ◆ 不適正な事案は、特定事業のうち、主に施工期間が長期間となる残土処分や県外土砂の埋立て事案で発覚
 - ◆ 特定事業に使用される土砂等の量の変更（堆積の構造の変更を伴うもの）や、特定事業場の面積の変更については、減少や小規模な増加の場合も一律に変更許可の対象
- ↓
- ⑰ 特定事業場（残土処分・宅地造成等）の種別や埋め立てる土砂等の搬出元（県内・県外）の区分、施工期間等に応じたメリハリのある規制が必要
 - ⑱ 特定事業場の埋立能力（土砂等の量・面積）が減少する場合や10%未満の増加である場合については、廃棄物処理法と同様に、変更許可ではなく、届出の対象とすることで足りる。

条例改正事項等

- 規制緩和
- ⑰ 施工期間が1年以下の特定事業においては、浸透水の検査は、事業完了時の1回とすること。
ただし、適切な土砂等の搬入や維持管理が行われていない場合を除く。
- ⑱ 特定事業の軽微な変更（使用される土砂等の量、事業場の面積の減少や10%未満の増加等）
は、届出の対象とすること

改正条例の周知等

- 改正条例の施行期日については、それぞれの改正内容を勘案し、必要なものは県民への周知のため、一定の期間を置くこと。
- 特定事業者、建設業者、市町（土木・環境部門等）等の関係者に対して、改正条例の周知と理解の促進を図るため、説明会の開催等を行うこと。